

# 正しく判定！ 法人税の損金算入・不算入

## 第16回 包装用の段ボールも在庫計上？

公認会計士・税理士 溝端 浩人  
税理士 松本 栄喜



私は、甲社を経営している社長です。

決算日に、段ボール等の包装材料が未使用のまま相当数残りました。決算にあたってどうしたらよいでしょうか？



消耗品について使わず残っているものは、商品等の棚卸資産と同様、決算日にその数量を確認し、棚卸資産（貯蔵品）として計上する必要があります。

なお、包装材料等のうち一定の要件を満たす消耗品については、棚卸資産に計上せずに購入時の損金として処理することができます。ただし、課税上弊害があると認められる場合には、購入時の損金処理が認められません。

### 解説

#### 1 棚卸資産の範囲

法人税法上、決算日に棚卸しをして貸借対照表に計上しなければならない資産（棚卸資産）は、次に掲げる資産とされています。

①	商品又は製品（副産物及び作業くずを含む）
②	半製品
③	仕掛品（半成工事を含む）
④	主要原材料
⑤	補助原材料
⑥	消耗品で貯蔵中のもの
⑦	上記①～⑥までに掲げる資産に準ずるもの

#### 2 消耗品の取扱い

##### (1) 原則

消耗品については、その消耗品を消費した日の属する事業年度の損金に算入することとされているため、決算日に未使用のまま残っているものは資産に計上する必要があります。

##### (2) 例外

包装材料、事務用消耗品、作業用消耗品、広告宣伝用印刷物及び見本品等のうち次の要件を満たす消耗品については、購入時の損金（製造原価に該当するものは製造原価）として処理することができます。

①	毎年概ね一定数量購入していること
②	毎年経常的に消費するものであること
③	この処理方法を継続して適用すること

ただし、包装材料や事務用消耗品等であっても、その額が相対的に多額で、しかも毎年度末の在庫に相当の増減があるため、資産計上を省略することにより課税所得に与える影響が大きく、課税上弊害があると認められる場合には、資産計上しなければなりません。

#### 収入印紙や郵便切手等の取扱い

収入印紙や郵便切手等はその性格が金銭と同一であると考えられることから、実際に使った分だけを損金に算入し、事業年度末の未使用分は資産（貯蔵品）に計上する必要があります。

#### 著者紹介



みそばた ひろと  
**溝端 浩人**（公認会計士・税理士）  
朝日監査法人（現有限責任あす監査法人）にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認会計士事務所開業。株式会社コンサルティング・モール代表取締役。  
【事務所】大阪市天王寺区（谷町九丁目）



まつもと ひでき  
**松本 栄喜**（税理士）  
大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中公認会計士事務所にて実務を経験後、平成18年に税理士事務所開業。税理士法人松本会計事務所代表。  
【事務所】大阪市淀川区西中島

#### ▶ 著書

「図解・業務別 会社の税金実務必携」(共著)他

